

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の合計得点が最も高い1社を採択する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、本学に設置された審査委員会において書類選考及びプレゼンテーションを実施し、総合的に審査する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目を総合的に評価し、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価項目〕

1 企画提案の実行可能性を評価するための項目

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ デジタルサイネージの運営に関して、2019年度以降、国立大学法人において企業広告等（特にキャリア形成および就職に関する）を実施している実績を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥ 事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦ 広告掲載に関して、広告掲載前に広告内容についての審査体制について、適切な体制を有していること。
- ⑧ 掲載広告に係るトラブルがあった場合や故障及び緊急時の対応体制について、適切な体制を有していること。
- ⑨ 業務遂行不可となった場合、代替措置により継続的に遅延なく業務の遂行が可能な体制を有していること。

2 企画提案の内容を評価するための項目

- ① 事業達成の時期が本学の意図と合致していること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。

- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べて優位である根拠が示されていること。）。
- ⑤ 本業務を通じ得られた売上の一部を本学の収入として還元すること。
- ⑥ 反社会的勢力又は、いわゆるブラック企業等を放映しないための仕組みで、かつ、申込企業に対して、大学の関係性や信頼を喪失させない形で放映を拒否する仕組みを有し、妥当性があること。
- ⑦ 学生に飽きさせず、継続的に視聴できる仕組みとしての妥当性があること。
- ⑧ 特定又は固定の時間にしか来ない学生に対しても多種多様な広告を見る機会が得られる仕組みがあり、かつ、妥当性があること。
- ⑨ 企業情報の多様性を維持するとともに、大学の自己収入を維持拡大させることができる仕組みを有し、実現性と妥当性があること。
- ⑩ 目的であるキャリア形成及び就職支援から逸脱しないようにする仕組みがあり、かつ、実現性と妥当性があること。
- ⑪ 本センター開講科目、各種イベント、支援への参加企画を促す仕組みがあり、かつ、実現性及び効率性があること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

4 その他の提案項目

〔評価基準〕

1 「1 企画提案の実行可能性を評価するための項目」

以下の評価基準により 3 段階評価を行う。

十分に満たしている = 3 点 満たしている = 2 点 一部満たしていない = 1 点

2 「2 企画提案の内容を評価するための項目」及び「4 その他の提案項目」に係る評価基準

以下の評価基準により 5 段階評価を行う。

大変優れている = 5 点 優れている = 4 点 普通 = 3 点

やや劣っている = 2 点 劣っている = 1 点

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1 点

- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点